

# 大阪桐蔭高等学校同窓会会則

平成9年10月31日 制定

平成30年6月24日 改正

平成31年2月10日 改正

令和6年8月21日 改正

## 第1章 総則

### 第1条 (名称および所在地)

本会は大阪桐蔭高等学校同窓会と称し、本会事務局を大阪府大東市中垣内3丁目1番1号大阪桐蔭高等学校内に置く。

### 第2条 (目的)

本会は会員相互の交誼を図り仁徳の研鑽に務め、以って大阪桐蔭高等学校(以下「母校」と称す)の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条 (事業)

1. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - ① 定時総会の開催
  - ② 本会の業務報告、役員の動静、学校の近況その他必要と認められる事項に関して発表、報告するための会報の発行
  - ③ 名簿の作成および発行
  - ④ インターネットによるホームページの運営
  - ⑤ その他本会の目的達成に必要と認められる事業
2. 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 会員および顧問・相談役

### 第4条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- ① 正会員：母校を卒業した者。なお、大阪産業大学高等学校大東校舎の1期生をもって卒業生1期生とする。
- ② 準会員：母校に在籍する者
- ③ 特別会員：現在の教職員および旧教職員

### 第5条 (報告)

会員は、第16条に定める会員情報に変更のあるときは、速やかに本会事務

局に報告するものとする。

#### 第6条（会費）

会員（特別会員は除く）は次の会費を納めるものとする。但し、準会員が退学したとしても、入会金は返却しないものとする。

入会金 5,000 円（入学時徴収）

#### 第7条（除名）

会員が本会の名誉を著しく毀損した場合その他会員として不適格と判断される場合は役員会の決議により除名することができる。

#### 第8条（顧問・相談役）

1. 本会は顧問および相談役をおくものとする。
2. 顧問は、母校学校長に委嘱する。
3. 相談役は、歴代学校長および歴代同窓会会長、副会長、役員経験者のうち役員会で承認を得たものとする。
4. 顧問および相談役は、本会の運営その他重要事項について会長の諮問に応じ、役員会・総会に出席して意見を述べるることができる。

### 第3章 役員・監査および役員会

#### 第9条（役員・監査およびその選任）

1. 本会に次の役員を置くものとする。

① 会長	1名
② 副会長	2名
③ 幹事長	1名
④ 副幹事長	2名
⑤ 会計	1名
⑥ 会長補佐	1名
⑦ 総務	1名
⑧ 広報	1名
⑨ 書記	1名
2. 本会に監査2名を置くものとする。
3. 役員および監査は、総会において幹事の中から選任することができる。
4. 役員および監査は役員会で役員が認めたものを選任することができる。
5. 役員および監査の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
6. 役員および監査に欠員が生じたときは、総会の決議により補充することができる。補充選任の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第10条（役員・監査の職務）

1. 会長は、本会を代表して会務を執行し、本会の事業を統括する。
2. 副会長、会長補佐は、会長を補佐して会務を執行し、会長に事故があるときは、予め役員会において定めた方法にしたがって、その会務を代行する。
3. 幹事長および副幹事長は、役員会において定めた役員の会務を行う。
4. 会計は、金銭の出納および本会の会計処理に関する業務を行う。
5. 総務は、組織全体を円滑に動かすために、会議やイベントの運営、来客対応、庶務などの業務を行う。
6. 広報は、認知拡大のための活動、会員の一体感を高め会員の広報への意識付け業務を行う。
7. 書記は、議論していることを分かりやすく書き記し、役員会、総会での内容を記録する。
8. 監査は、役員の会務および会計処理を監査し、役員会および幹事会に出席して意見を述べることができる。

#### 第11条（役員会）

1. 役員会は、役員をもって構成および組織し、本会の会務執行に関する意思を決定する。
2. 役員会は、本会則に定められた事項のほか、次に掲げる事項について決議または承認を行う。
  - ① 総会に付議すべき第13条第4項に定める事項の決議
  - ② 会費の額および納入方法の決定
  - ③ 事務局員の委嘱に関する事項
  - ④ その他会務執行に必要な事項
3. 会長は、役員会を招集する。但し、会長は、3分の1以上に当たる役員会を構成する役員から請求があった場合は、役員会を招集しなければならない。
4. 会長は、必要があれば、書面等による決議を求めることができる。
5. 役員会の決議は、出席役員の過半数で決する。なお、役員は、委任状の提出や委任を表明することによって出席とすることができ、委任の内容にしたがって決議に参加することができる。
6. 会長は、本条2項①号の決議があった場合は、議案を作成しこれを総会に付議するものとする。

### 第4章 幹事および会員総会

## 第12条（幹事）

1. 学年幹事：期ごとに、会員の中から幹事を選出する。なお、幹事不在と認められる期の幹事については、総会で選出することができる。
2. 校内幹事：母校教職員中より若干名選出する。
3. 学年幹事は、各期を代表し、各期同窓会と本会との連絡・調整等に当たる。校内幹事は、特別会員を代表し、特別会員と本会との連絡・調整等に当たる。
4. 幹事は、総会を組織し、議案を審議する。
5. 幹事の任期は、4年とし、再任を妨げない。また、後任の幹事が選任されるまで、幹事の職務を代行することができる。
6. 幹事に欠員が生じた場合、速やかに新幹事を選出するものとし、新幹事の任期は、旧幹事の残任期間とする。

## 第13条（総会）

1. 総会は各年度の幹事をもって構成する。尚、会員は参加することができるものとする。
2. 総会は定時総会として毎年11月に行われる本校文化祭と同日に開催する他、臨時総会は必要に応じて開催する。
3. 総会は次の事項を決議する
  - ① 年間事業報告、決算及び監査報告
  - ② 事業計画及び予算
  - ③ 会則の改正
  - ④ その他本会の基本的かつ重要な事項で役員会の決議を経て会長から付議された事項
4. 総会は次の事項を報告する
  - ① 役員、監査及び相談役の選任
  - ② その他役員会で決議された事項
5. 総会は役員より議長1名を選出し、議長は公正に総会運営を行う
6. 総会の決議は出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決すところによる。尚、会員は委任状によって出席することができ、委任の内容にしたがって決議に参加することができる

## 第5章 会計・事務局

### 第14条（会計）

1. 本会の会計は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって、これに充てるものとする。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

### 第15条（事務局）

1. 本会の事務局を母校内に置く。
2. 事務局には、事務局長1名、局員若干名を置き、各種事務を処理する。
3. 事務局長は、母校関係者の中から会長が委嘱し、事務局を統括する。

## 第6章 その他

### 第16条（会員情報の取扱）

本会は、会員情報（氏名、住所、電話 FAX 番号、電子メールアドレス、勤務先・職業、所属するクラブ OB、OG 会その他）の収集、登録および利用に関し、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。

#### 附則

この会則は、平成9年10月31日から施行する。

#### 附則

この改正会則は、平成28年11月3日から施行する。

#### 附則

この改正会則は、平成30年6月24日から施行する。

#### 附則

この改正会則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則

この改正会則は、令和6年11月3日から施行する。

以上